

平成 30 年 7 月 31 日

◀熊本地震、大阪府北部を震源とする地震で被災された

平成 31 年度入学試験受験生・入学生の方を対象とした特別措置について

被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興を祈念しております。本学では平成 31 年度入学試験において、被災された受験生・入学生に対して、入学検定料（受験料）および学費減免の特別措置を講じます。該当する方で、特別措置を希望される場合は、下記の手続き方法に従って手続きをしてください。

災害に対する特別措置につきましては、随時本学ホームページでお知らせいたします。

また、ご不明点等につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

■入学検定料（受験料）の免除について

対象：次の①または②のいずれかに該当する平成 31 年度入学試験の受験生

- ①居住する家屋が災害救助法適用地域に所在し、その家屋が震災により全壊、大規模半壊、半壊の被害を受け、り災証明書が発行された受験生
- ②震災により、主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった受験生

内容：入学検定料の全額免除

手続方法：下記書類をお手元にご用意のうえ、入試センター（042-585-8820）にご連絡ください。

【共通】入学試験検定料免除申請書（本学所定用紙。この PDF2 枚目以降の所定用紙です。）

【対象者①の方】市町村が発行する家屋に関するり災証明書のコピー

【対象者②の方】震災により死亡または行方不明であることが確認できる書類のコピー
（戸籍抄本、死亡診断書等）

【お問い合わせ先】

実践女子大学・実践女子大学短期大学部 入試センター

〒191-8510 東京都日野市大坂上 4-1-1

TEL 042-585-8820

実践女子大学 ・ 実践女子大学短期大学部
学長 殿

平成31年度入学試験検定料免除申請書

標記の件につきまして、以下のとおり申請いたします。

フリガナ	
受験生氏名	
現住所	〒 Tel - -
フリガナ	
保証人氏名	〒 Tel - -
保証人住所	〒 Tel - -

現住所と同じ場合は「同上」とご記入ください。

入試種別・志願学科（該当する欄を○で囲んでください。）

入試種別	一般入試 ・ センター試験利用 ・ その他（ ）
志願学部・学科	<p>【大学】 国文学科 ・ 英文学科 ・ 美学美術史学科 食生活科学科（管理栄養士専攻・食物科学専攻・健康栄養専攻） 生活環境学科 生活文化学科（生活心理専攻・幼児保育専攻） ・ 現代生活学科 人間社会学部</p> <p>【短期大学部】 日本語コミュニケーション学科 英語コミュニケーション学科（観光ビジネス、国際コミュニケーション）</p> <p>【大学院】 博士前期 国文学専攻 博士前期 食物栄養学専攻 博士後期 国文学専攻 博士後期 食物栄養学専攻 修士 英文学専攻 修士 生活環境学専攻 博士前期 美術史学専攻 修士 人間社会専攻 博士後期 美術史学専攻</p>

被害状況（該当する欄を○で囲んでください。）

申請事由	家屋等被災状況： 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 家計支持者： 死亡 ・ 行方不明
収入状況	収入喪失 ・ 収入激減 ・ 変化なし

大阪府北部を震源とする地震で被災された
平成 31 年度新入学生の方への学費減免について

1. 対象者

居住する家屋が災害救助法適用地域（平成 30 年 6 月 18 日内閣府（防災担当）大阪府北部を震源とする地震による災害救助法の適用について【第 1 報】）に所在し、その家屋が、全壊・大規模半壊、半壊の罹災証明書が発行される平成 31 年度入学生を対象とします。

2. 減免の基準（入学年度のみが対象。以降の減免はない。）

対象者 内 訳	被災状況			
	全 壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
入 学 金	全額免除	全額免除	半額免除	措置なし
授 業 料	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	年額の 1/4 免除	措置なし
施設設備費	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	年額の 1/4 免除	措置なし
実験実習費	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	措置なし	措置なし

※大学、短期大学部、3 年次編入学生は入学金、授業料、施設設備費、実験実習費が減免対象。

大学院入学生は入学金、授業料、施設設備費が減免対象。

（入学手続き時は、前期学費を全額納入し、申請書の被災状況に応じて返金します）

【お問い合わせ先】

実践女子大学・実践女子大学短期大学部 入試センター

〒191-8510 東京都日野市大坂上 4-1-1

TEL 042-585-8820

熊本地震で被災された

平成 31 年度新入学生の方への学費減免について

1. 対象者

居住する家屋が災害救助法適用地域（平成 28 年 4 月 15 日内閣府（防災担当）で、その家屋が、全壊・大規模半壊、半壊の罹災証明書が発行される平成 31 年度入学生を対象とします。

2. 減免の基準（入学年度のみが対象。以降の減免はない。）

対象者 内 訳	被災状況			
	全 壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
入 学 金	全額免除	全額免除	半額免除	措置なし
授 業 料	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	年額の 1/4 免除	措置なし
施設設備費	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	年額の 1/4 免除	措置なし
実験実習費	年額の 1/2 免除	年額の 1/2 免除	措置なし	措置なし

※大学、短期大学部、3 年次編入生入学生は入学金、授業料、施設設備費、実験実習費が減免対象。

大学院入学生は入学金、授業料、施設設備費が減免対象。

（入学手続き時は、前期学費を全額納入し、申請書の被災状況に応じて返金します）

【お問い合わせ先】

実践女子大学・実践女子大学短期大学部 入試センター

〒191-8510 東京都日野市大坂上 4-1-1

TEL 042-585-8820